

## 三次市教科用図書採択基本方針，採択基準

### 1 採択基本方針

#### (1) 採択の基本

教科用図書は，学校教育において，教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し，学習指導要領に則り，三次市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

#### (2) 採択の権限

三次市立の小・中学校については，三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が採択を行う。

#### (3) 適正かつ公正な採択の確保

教科用図書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく，教育委員会の責任において，採択における適正かつ公正の確保を期す。

### 2 採択基準

#### (1) 小学校用及び中学校用教科用図書について

ア 教育委員会は，広島県教育委員会の指導及び助言により，種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位）ごとに1種の採択を行う。

イ 採択にあたっては，専門的な調査研究を十分に行う。その際，広島県教育委員会の示す選定資料を活用する。

ウ 教育委員会は，採択に係りその責任を明確にするとともに，教育関係者のみならず保護者，地域住民に説明責任を果たすことができるよう，採択組織及び手続きを確立する。

#### (2) 小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について

ア 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教

科用図書の採択を十分考慮した上、次の場合には学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する。

(ア) 小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合

(イ) 特別支援学校の小・中学部において、検定済教科用図書又は著作教科用図書を使用することが適当でない場合

(ウ) 特別支援学校の小・中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成する場合に、検定済教科用図書又は著作教科用図書を使用することが適当でない場合

ただし、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、原則、文部科学省の「平成21年度用一般図書一覧」に登載された図書のうちから採択する。

イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を三次市教育委員会に提出する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月11日から施行する。